

タクシー事業者 各位

宇治市都市整備部交通政策課

原油価格高騰に関する支援制度について（お知らせ）

平素より、本市交通行政につきまして、格段のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年11月1日付でご案内いたしました原油価格高騰に関する支援制度につきまして、下記の通り第2期の受付を開始いたしますのでお知らせいたします。

また、第1期、第2期の申請受付を第3期にまとめて受け付けられるよう変更をいたしましたので、合わせてお知らせいたします。

記

1. 事業名：宇治市地域公共交通燃料価格激変緩和対策事業補助金
2. 対象者：自動車運送事業の許可を有するタクシー事業者で次の要件をすべて満たす者
  - (1)本社及び営業所所在地等が宇治市内にある者  
法人：本社、支店、営業所  
個人：住所
  - (2)市税に滞納がない者
3. 対象経費：基準月と比較して増加している燃料費
4. 補助額：基準月と対象期間中の単価の差額の2分の1に購入量を乗じた額。ただし、ガソリン・軽油は10円/ℓ、LPガスは5円/ℓを補助単価上限とする
5. 基準月：令和2年2月  
※基準月での燃料購入が無い場合は、下記単価を適用  
ガソリン…149.0円/ℓ(宇治市令和2年2月期契約単価)  
ハイオク…159.0円/ℓ(                   "                   )  
軽油…129.0円/ℓ(                   "                   )  
L P G… 83.2円/ℓ(一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センター令和2年3月オートガス店頭価格)

(裏面あり)

6. 申請期間：

	第1期申請	第2期申請	第3期申請(予定)
対象期間	令和4年7月1日～ 令和4年9月30日	令和4年10月1日～ 令和4年12月31日	令和4年7月1日～ 令和5年3月31日
申請開始日	令和4年11月1日	令和5年1月4日	令和5年4月3日
申請締切日	令和4年12月28日	令和5年2月28日	令和5年4月14日

※第3期に第1期～第3期の申請をまとめて行うことも可能です。

7. 必要書類：基準月時点\*での購入単価および対象期間中の購入単価、購入量がわかる納品書、領収書、請求書、契約書等の写し及び許可証等事業を行っていることがわかる書類の写し

担当者	宇治市都市整備部交通政策課 計画係 小倉
電話	0774-20-8727 (直通)
FAX	0774-21-0409
E-mail	koutuseisaku@city.uji.kyoto.jp